

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策評価とは、租税特別措置等の適用の実態や効果について、各行政機関が国民への説明責任を果たしていくために実施するものであり、総務省（行政評価局）は各行政機関の説明責任の向上に向けて、各行政機関が行う政策評価の結果を対象として点検活動を行っている。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）Ⅰ4キ）。

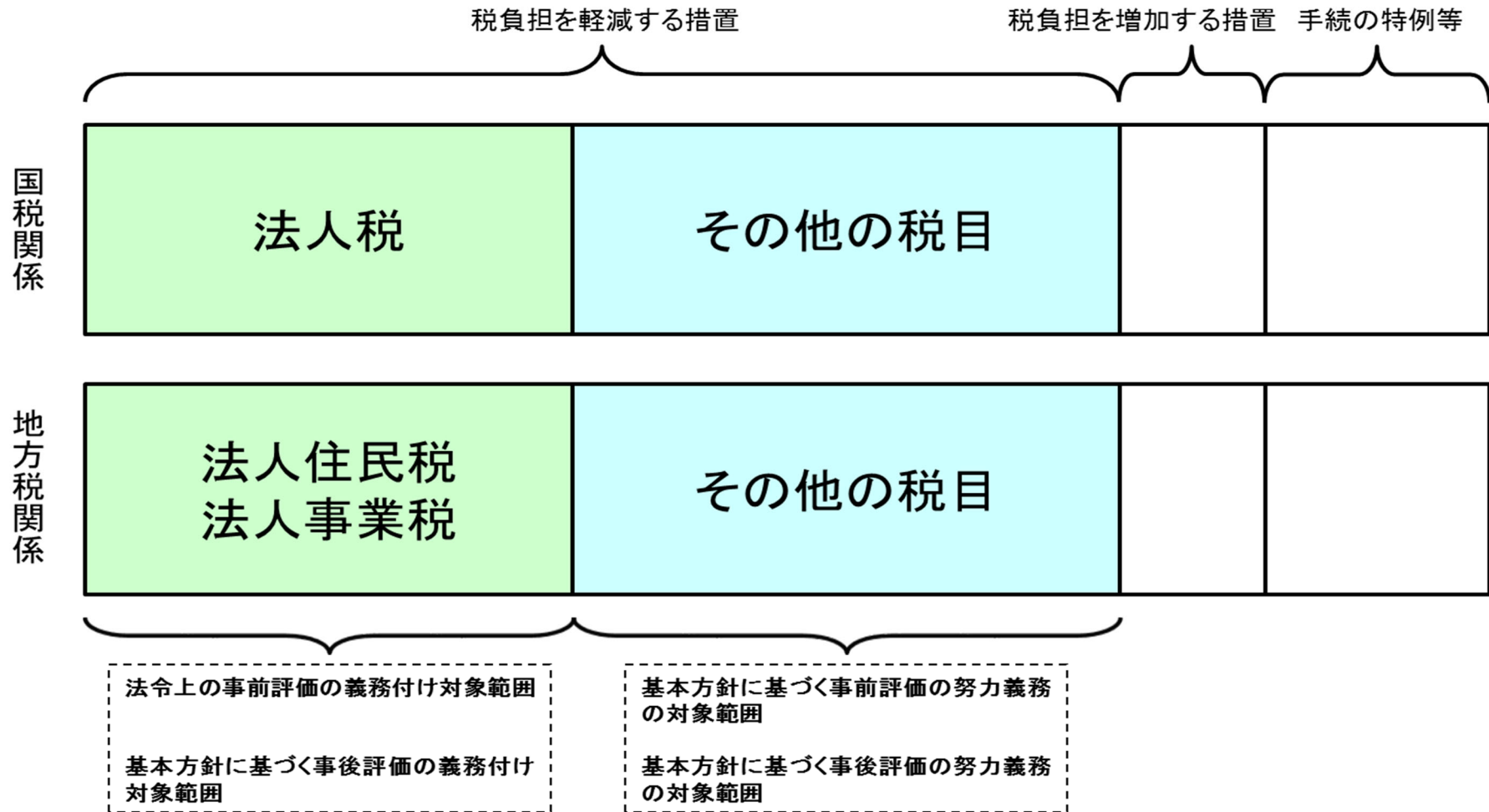
イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針Ⅰ5カ(ア)）。
 - ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針Ⅰ5カ(ア)）。
- (3) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインⅡ6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和8年度税制改正要望に際し、原則、令和7年9月19日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、11行政機関で計84件あった（表1参照）。

表1 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価							事後評価	合計
	義務付け対象						努力義務 対象		
	新設	拡充	延長	拡充・延長	新設・拡 充・延長	計			
内閣府	0	2	3	2	0	7	0	0	7
金融庁	0	0	1	2	0	3	1	5	9
総務省	1	0	0	0	0	1	0	0	1
財務省	0	0	0	0	0	0	1	0	1
文部科学省	1	0	0	0	0	1	0	0	1
厚生労働省	0	1	2	0	0	3	0	0	3
農林水産省	0	0	3	0	0	3	0	14	17
経済産業省	3	0	4	4	0	11	8	3	22
国土交通省	1	0	8	0	1	10	2	8	20
環境省	0	0	0	0	0	0	1	1	2
防衛省	0	0	1	0	0	1	0	0	1
合 計	6	3	22	8	1	40	13	31	84

(注) 「内閣06 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置」については、税制改正要望書及び評価書上は要望区分の記載がないが、要望の内容を踏まえ、便宜上、「拡充」に計上している。